

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）第16条において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、令和5年3月2日付け京都市達都住政第72号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和5年3月2日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

古川 裕子

京都市山科区柳辻池尻町14番地18 UR山科住宅 310号室

2 当該特定空き家等の所在地

京都市東山区馬町通大和大路東入五丁目下馬町603番6

3 管理不全状態の内容

当該特定空き家等は、条例第2条第1項第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」及び「周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」である空き家等であり、なおかつ、屋根や外壁の崩落など、劣化は著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空き家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和5年5月8日

(都市計画局住宅室住宅政策課)